

平成 21 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問 合 せ 先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

事業再生ADR手続の進捗状況及び 事業再生ADR手続のスケジュール変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生ADR手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおり、平成 21 年 7 月 3 日付「事業再生ADR手続の進捗状況に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、同日開催された事業再生計画案の概要の説明のための第 1 回債権者会議（以下「概要説明会議」といいます。）において、借入金元本返済の一時停止の期間を平成 21 年 9 月 28 日まで延長することについてご承認いただくとともに、事業再生計画案の協議のための第 2 回債権者会議（以下「協議会議」といいます。）を本日に、事業再生計画案の決議のための第 3 回債権者会議（以下「決議会議」といいます。）を平成 21 年 9 月 28 日に、それぞれ開催することについて承認をいただいております。

その後、当社は、協議会議までに事業再生計画案を確定させ、同会議において手続実施者から事業再生計画案について意見を述べていただくべく、事業再生ADR手続の対象となるお取引金融機関（以下「手続対象債権者」といいます。）との間で弁済スケジュールの返済を含めた金融支援に関する協議を行い、また、事業再生ADR手続外で、同手続と併行して社債権者との間でも社債に関する弁済計画についての協議を各々進めてまいりましたが、手続対象債権者及び社債権者の各種の意見を可能な限り勘案・反映した内容で事業再生計画案を確定させるには、今しばらく時間を要する見通しとなりました。

本日、概要説明会議にて承認いただいた通り、協議会議が開催されましたが、上記のような状況を踏まえ、本日の協議会議におきましては、平成 21 年 9 月 28 日に協議会議の続会を開催することについて承認をいただいたうえ、現段階における事業再生計画案の概要を報告させていただくにとどまりました。

なお、決議会議は、概要説明会議にて承認いただいた通り、平成 21 年 9 月 28 日に開催される協議会議の続会の終了に引き続いて開催されますが、同日の決議会議においては、事業再生計画案の決議は行わず、当該決議を行うために手続対象債権者において必要な内部手続に要する期間を考慮して決定する日（平成 21 年 10 月下旬頃を予定しております。）に決議会議の続会を開催することについてご承認をいただくとともに、借入金元本返済の一時停止の期間を当該続会の開催日まで延長することについてご承認をお願いする予定であります。

当社としましては、今後、協議会議の続会に向けて、引き続き手続対象債権者及び社債権者との間で協議・検討を進め、可能な限り意見を勘案・反映した内容で事業再生計画案を確定させて、決議会議の続会において全手続対象債権者の合意により事業再生計画案を成立させることを目指してまいります。

上記の通り変更された場合の事業再生ADR手続に関するスケジュールは以下の通りとなります。

平成 21 年 9 月 28 日 予定	協議会議の続会 事業再生計画案の協議 手続実施者による事業再生計画案についての意見陳述
	決議会議 決議会議の続会開催に関する決議及び 借入金元本返済の一時停止期間の延長に関する承認
平成 21 年 10 月下旬頃 予定	決議会議の続会 事業再生計画案の決議

株主の皆様、手続対象債権者の皆様、社債権者の皆様をはじめとする関係者の皆様には、引き続き多大なご負担とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

今後も不退転の決意をもって抜本的な事業再生に邁進してまいりますので、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

以 上